

**合併浄化槽の適正管理  
推進補助金について**

合併浄化槽を適正に管理している個人や自治会に対し、維持管理や修繕に関わる補助金の交付申請を受け付けます。

単独浄化槽であるなど、補助金の対象とならない場合もありますので、事前にお問い合わせください。

**補助対象区域**

令和7年4月1日以降に供用開始された公共下水道の区域以外および集落排水区域以外の区域

**補助要件**

- ・申請日より1年以内に山口県浄化槽協会による合併浄化槽の法定検査（年額5500円）を行っていること
- ・令和8年4月1日以降に専門事業者による合併浄化槽の保守点検・清掃を行っていること

- ・町税および使用料を滞納していないこと

**必要書類**

- ・申請日から1年以内の山口県浄化槽協会による合併浄化槽の法定検査の領収書（年額5500円）またはその検査

**結果書**

- ・令和8年4月1日以降の大島興業または田中産業による合併浄化槽の保守点検・清掃の領収書、もしくは請求書と支払ったことがわかる通帳の写し

- ・町税および使用料を滞納していないことを証明する証明書（支所・出張所で発行できます）

※なお、修繕の場合は、右記と合わせて、令和8年4月1日以降の事業者による修繕の領収書が必要となります。（ホームセンターおよびオンラインショップ等でのプロワの購入による取り換えは該当なりません。事業者による修繕をお願いします）

**補助金額（上限額）**

- ・維持管理 6000円
- ・修繕費用 かつた費用の2分の1（上限5万円。10000円未満切り捨て）

**申し込み・問い合わせ**

下水道課下水道班

☎0820(79) 1014

**町税の納付は便利、確實、安心な口座振替をご利用ください**

対象となる町税

- ・町県民税（普通徴収分）
- ・固定資産税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税

申し込み手続きの方法

申込用紙につきましては、取扱金融機関の町内の店舗に備え付けておりますので、その場で必要事項を記載のうえ、お申し込みいただけます。

なお、町外の店舗には備えておいておりませんので、あらかじめ税務課にご連絡をいただければ送付いたします。

**取扱金融機関**

山口銀行、北九州銀行、西京銀行、山口県農業協同組合、山口県漁業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

手続きに必要なもの

- ・預貯金通帳（口座番号を確認できるもの）
- ・預貯金通帳の届出印

※インターネットを経由して口座振替の手続きを行うサービス（WEB口座振替受付サービス）ができるよ

うになりました。（一部金融機関を除く）詳しくは町ホームページをご覧ください。

**問い合わせ**

税務課徴収対策班

☎0820(74) 1031



町ホームページ

**危険空家等除去事業補助金について**

町では、住民の生活の安全・安心と良好な住環境の確保を図るため、町内の適正に管理されていない危険な空家等の除去に対して、解体工事費の一部を補助しています。

今年度からは補助金額を50万円に拡充していますので、危険空家の解体をお考えの人は、事前にご相談ください。

**対象者**

町内に所在する空き家の所有者等

※相続人等の場合は、所有者との関係性を示す書類を添付してください。

**対象物件**

特定空家等またはこれに準

ずる空家等

※調査員による現地調査により該当の可否を判定します。

**補助額等**

解体に係る費用の3分の1 最大50万円

**応募期間**

令和9年1月末まで

※2月末までに実績報告書を提出してください。

※申請期間内であっても予算に達した時点で受付を終了します。

**注意事項**

- ・補助対象は町内の解体工事業者に依頼した解体工事に限ります。
- ・着工前に申請をお願いいたします。（着工後の申請は受け付けられませんのでご了承ください。）

**問い合わせ**

空家定住対策課

☎0820(74) 1033

